

一般社団法人 Arts Alive 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は 一般社団法人Arts Aliveという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区神宮前三丁目15番19-101号に置く。

(目的)

第3条 当法人は、福祉施設、教育機関利用者に対して、アーティストと医療施設及び教育機関を繋げるマネジメントに関する事業を行い、福祉、教育の快適な環境作り並びにアーティストの活動範囲の拡大、アートマネジメントの職業としての自立に寄与することを目的とし、その目的に資するために、次の事業を行う。

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 3 子どもの健全育成を図る活動
- 4 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医療福祉、教育及び芸術に関する資格付与
- (2) 医療福祉、教育及び芸術に関する講座、セミナー、育成
- (3) 医療福祉、教育及び芸術に関する相談、助言
- (4) 医療福祉、教育及び芸術に関する体験活動
- (5) 医療福祉、教育及び芸術に関する展示会の開催
- (6) 医療福祉、教育及び芸術に関する普及啓発事業
- (7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

(公告)

第5条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(法人の構成員)

第6条 この法人は、会員に共通する利益を図り、この法人事業に賛同する個人又は団体をもって次の会員を置く。会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人で医療福祉、教育及び芸術に関する資格をもつ者

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人、法人及び団体

(社員の資格の取得)

第7条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申し込みをし、医療福祉、教育及び芸術に関する資格を取得したことにより、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 社員は、当法人の目的を達成する為、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(任意退社)

第9条 社員は、別に定める退会届を提出することにより、任意に退社することができる。

(除名)

第10条 社員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議により、当核社員を除名することができる。

- 1 この定款その他の規則に違反したとき。
- 2 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 3 その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1 第8条の支払い義務を半年以上履行しなかったとき。
- 2 総社員が同意したとき
- 3 当核社員が死亡し、または、解散したとき。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、以下の事項について議決する。

- 1 社員の除名
- 2 理事の選任又は解任
- 3 理事、監事の報酬等の額
- 4 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録等の承認
- 5 定款の変更
- 6 解散及び残余財産の処分
- 7 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(社員総会)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる、代表理事に事故がある場合は当核社員総会において議長を選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき、1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当核社員の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(員数)

第20条 この法人に、理事3名以上10名以内、監事2名以内を置く。

2 理事のうち1人を代表理事とする

3 代表理事以外の理事のうち、2名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議により選任/解任する。

2 それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれてはならない。また、当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

3 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

4 理事及び監事は相互に兼ねることができない

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第31条 理事、監事が理事、監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を報告した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 基金

(基金の拠出)

第33条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第34条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の議決を要するものとし、別途「基金取扱規程」を定め、これによるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第35条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第36条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第37条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は毎年11月1日に始まり、翌年10月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の不分配)

第41条 この法人は剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が精算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益謝安法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国、もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(法令の準拠)

第45条 この定款に定めない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。

附則（平成28年10月28日）

この定款は、平成28年10月28日から施行する。